



金沢市公報

第2643号の2

平成21年(2009年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
●条 例	
○公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例 (美術工芸大学法人化準備室)	1
○公立大学法人金沢美術工芸大学への職員の引継ぎに関する条例 ()	1
○公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例 ()	2
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)	9
○金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 ()	9
○金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ()	20

条 例

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第52号

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が50,000,000円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

公立大学法人金沢美術工芸大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第53号

公立大学法人金沢美術工芸大学への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学への職員の引継ぎに関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成21年条例第54号）第1条の規定による廃止前の金沢美術工芸大学設置条例（昭和30年条例第2号）第1条に規定する金沢美術工芸大学とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第54号

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(金沢美術工芸大学設置条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 金沢美術工芸大学設置条例（昭和30年条例第2号）
- (2) 金沢美術工芸大学授業料等徴収条例（平成8年条例第47号）
（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第2条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年条例第354号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号を次のように改める。

- (8) 金沢美術工芸大学（公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成21年条例第54号）第1条の規定による廃止前の金沢美術工芸大学設置条例（昭和30年条例第2号）第1条に規定する金沢美術工芸大学をいう。）の吏員相当の職員

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア及びイを削り、同条第3項中「（金沢美術工芸大学（以下「大学」という。）の学長を除く。）」を削る。

第4条の2を削る。

第5条第1項中「第4条第3項」を「前条第3項」に改め、同条第3項及び第5項中「（大学の学長を除く。）」を削る。

第19条の2第1項中「及び大学の学長」を削る。

第21条第2項中「いう。）にあつては6月」を「いう。）にあつては、6月」に改め、「、大学の学長及び大学院の任期付任用教授（大学の教員等の任期に関する法律（平成

9年法律第82号)第4条第1項の規定により任期を定めて任用された教授をいう。以下同じ。)にあっては6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を」を削る。

第23条の6の見出し中「特定の職員」を「再任用職員」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	321,200	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	323,600	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	326,000	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	328,400	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	330,500	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	332,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	334,900	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	337,100	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	339,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	341,500	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	343,700	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	345,900	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	348,100	406,200	

	39	219,900	281,000	350,300	407,800
	40	221,700	283,600	352,500	409,400
	41	223,600	286,100	354,700	411,100
	42	225,400	288,700	356,800	412,700
	43	227,200	291,200	358,900	414,300
	44	229,000	293,700	361,000	415,900
	45	230,900	296,000	363,100	417,600
	46	232,600	298,700	365,200	419,200
	47	234,300	301,400	367,200	420,800
	48	236,000	304,100	369,300	422,400
	49	237,600	306,600	371,400	424,100
	50	239,300	309,100	373,400	425,700
	51	241,000	311,600	375,400	427,300
	52	242,700	314,100	377,400	428,900
	53	244,100	316,500	379,400	430,600
	54	245,800	318,700	381,200	432,200
	55	247,400	320,900	383,000	433,800
	56	249,100	323,100	384,800	435,400
	57	250,600	325,400	386,600	437,100
	58	252,200	327,600	388,300	438,700
	59	253,800	329,800	390,000	440,200
	60	255,400	331,900	391,700	441,800
	61	257,000	334,100	393,400	443,500
	62	258,600	336,300	394,900	445,100
	63	260,200	338,500	396,400	446,700
	64	261,700	340,700	397,900	448,300
	65	263,200	342,900	399,400	450,000
	66	264,900	345,100	400,900	451,600
	67	266,500	347,300	402,400	453,200
	68	268,200	349,500	403,900	454,800
	69	269,700	351,500	405,400	456,400
	70	271,200	353,600	406,800	458,000
	71	272,700	355,700	408,200	459,600
	72	274,200	357,800	409,600	461,200
	73	275,500	359,800	411,000	462,700
	74	276,900	361,800	412,400	463,700
	75	278,300	363,800	413,800	464,700
	76	279,700	365,700	415,200	465,700
再任 用職 員以 外の 職員	77	281,100	367,700	416,600	466,500
	78	282,300	369,400	418,000	
	79	283,500	371,100	419,300	
	80	284,700	372,800	420,700	
	81	286,000	374,500	422,100	
	82	287,200	376,000	423,400	
	83	288,400	377,500	424,700	
	84	289,600	379,000	426,000	
	85	290,900	380,500	427,300	
	86	292,100	382,000	428,500	
	87	293,300	383,500	429,700	
	88	294,500	385,000	430,900	
	89	295,700	386,500	432,100	
	90	296,900	387,900	433,200	

91	298,100	389,300	434,300
92	299,300	390,700	435,400
93	300,300	392,200	436,500
94	301,500	393,500	437,600
95	302,700	394,800	438,700
96	303,900	396,100	439,800
97	304,900	397,500	440,900
98	306,000	398,600	441,700
99	307,100	399,700	442,500
100	308,200	400,800	443,300
101	309,100	401,900	444,100
102	310,200	403,000	444,700
103	311,300	404,100	445,300
104	312,400	405,200	445,900
105	313,300	406,100	446,500
106	314,200	407,100	447,100
107	315,100	408,100	447,700
108	316,000	409,100	448,300
109	317,000	410,000	448,900
110	317,600	410,900	
111	318,200	411,800	
112	318,800	412,700	
113	319,500	413,400	
114	320,000	414,200	
115	320,500	415,000	
116	321,000	415,800	
117	321,600	416,600	
118	322,100	417,400	
119	322,600	418,100	
120	323,100	418,900	
121	323,700	419,700	
122	324,200	420,200	
123	324,700	420,700	
124	325,200	421,200	
125	325,800	421,600	
126	326,200	422,100	
127	326,600	422,600	
128	327,000	423,100	
129	327,300	423,500	
130	327,700	424,000	
131	328,100	424,500	
132	328,500	425,000	
133	328,700	425,400	
134	329,000	425,900	
135	329,300	426,400	
136	329,600	426,900	
137	330,000	427,300	
138	330,200		
139	330,500		
140	330,800		
141	331,100		

	142	331,400				
	143	331,700				
	144	332,000				
	145	332,300				
	146	332,600				
	147	332,900				
	148	333,200				
	149	333,400				
	150	333,700				
	151	334,000				
	152	334,300				
	153	334,500				
再任用職員		234,900	278,900	308,300	337,300	423,800

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第7条の2第1項に規定する市設立一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を「、同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第7条の2第1項に規定する市設立一般地方独立行政法人役員」に改め、同項第19号を同項第21号とし、同項第18号の次に次の2号を加える。

(19) 第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する市設立一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

(20) 第7条の2第2項に規定する場合における市設立一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間

第5条の4第2項中「第19号」を「第21号」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(市設立一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第7条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて市設立一般地方独立行政法人（本市が設立した一般地方独立行政法人で、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該一般地方独立行政法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めているものをいう。以下同じ。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「市設立一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き市設立一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続

いて再び職員となった者の第6条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 市設立一般地方独立行政法人役員が、市設立一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第6条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の市設立一般地方独立行政法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における市設立一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第6条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

第18条に次の1項を加える。

5 職員が第7条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて市設立一般地方独立行政法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて市設立一般地方独立行政法人役員となった場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「教育職給料表(2)」を「教育職給料表」に改める。

（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正）

第7条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第32条の3」に改める。

第2条第1号中「実施機関の職員が職務上作成し」を「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し」に改め、同条第7号中「、金沢美術工芸大学長」を削り、「議会」の次に「並びに本市が設立した地方独立行政法人」を加える。

第7条第2号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第23条第2項第6号及び第24条第1項第6号中「地方独立行政法人」の次に「（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

第4章第1節中第33条の前に次の1条を加える。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第32条の3 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求、自己情報公開請求

若しくは訂正等の請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

第33条中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中「第23条の6第2項」を「第23条の6（見出しを含む。）」に改める。

（金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第9条 金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「実施機関」を「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「大学の学校医等に関しては市長、その他の学校医等に関しては」を削り、同条を第5条とする。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「別表第2イの表」を「別表第2」に改める。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「第19号まで」を「第18号まで及び第21号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（金沢美術工芸大学授業料等徴収条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る第1条の規定による廃止前の金沢美術工芸大学授業料等徴収条例第2条に規定する授業料等については、なお従前の例による。

（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現にされている第7条の規定による改正前の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「旧情報公開等条例」という。）の規定による行政情報の公開の請求又は自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求のうち、本市が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る請求は、同条の規定による改正後の金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（以下「新情報公開等条例」という。）の規定により本市が設立した地方独立行政法人

に対してされている行政情報の公開の請求又は自己情報の公開、訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求とみなす。

- 4 この条例の施行の際現にされている旧情報公開等条例第33条に規定する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てのうち、本市が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新情報公開等条例第32条の3の規定により本市が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。
- 5 前2項に規定するもののほか、施行日前に旧情報公開等条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、新情報公開等条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 第9条の規定による改正後の金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第55号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第56号

金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条の3を第1条の4とし、第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第1条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
第2条第2項中「退職した者」の次に「(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「前項の」を「、前項の」に改める。

第4条の2第2項中「第6条の4第4項、第7条第3項又は第12条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第7条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第6条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第8条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第11号中「第6条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第12号中「第6条の4

第2項」を「第7条第2項」に改め、同項第13号中「第6条の4第3項第1号」を「第7条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第6条の4第3項第2号」を「第7条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第6条の4第3項第3号」を「第7条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第6条の4第3項第4号」を「第7条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第6条の4第3項第5号」を「第7条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第6条の4第3項第6号」を「第7条第3項第6号」に改める。

第5条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第5条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第5条の5第1項及び第5条の6第1項中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

第6条第3項中「第7条第1項各号」を「第11条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第12条」を「第18条第2項」に改める。

第7条を削る。

第6条の4の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同条を第7条とする。

第9条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第10条を次のように改める。

（用語の意義）

第10条 この条から第17条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第17条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第17条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの条から第17条までの規

定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関)をいう。

第10条の2を削る。

第11条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を金沢市公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第11条の2及び第11条の3を削る。

第13条を第19条とする。

第12条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条中「この条例」を「、この条例」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第12条に次の2項を加える。

3 職員が第7条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手

当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。））に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又

- は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第9条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第9条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
- 第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎

在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第11条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 金沢市行政手続条例(平成8年条例第41号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。))を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対

象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第9条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第15条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第11条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第16条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の

- 基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第5項又は前条第3項において準用する金沢市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合に

あつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第11条第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第14条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(金沢市退職手当審査会)

第17条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、金沢市退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 退職手当管理機関は、第13条第1項第3号若しくは第2項、第14条第1項、第15条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第13条第2項、第15条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

附則第9項中「第12条」を「第18条第2項」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第12項中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

附則第15項ただし書中「第12条」を「第18条第2項又は金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第56号)第1条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例第12条」に改める。

附則第22項中「退職した者を」を「退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を」に改める。

(特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の退職手当支給条例(昭和59年条例第1号)の一部を次のように改

正する。

第5条を削る。

第6条中「第10条」を「第1条の2」に、「同条第1項」を「同条」に、「「市長等」と」を「、「市長等」と」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第15条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例の規定、第2条の規定による改正後の特別職の職員の退職手当支給条例の規定及び第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

第4条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第2項ただし書中「並びに第6条の4」を「、第7条並びに第18条第3項及び第4項」に改める。

附則第7項中「第2条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第2条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第9項及び第15項中「第1条の3」を「第1条の4」に改める。

第5条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年条例第15号)の一

部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同条第2項中「第6条の4第1項」を「第7条第1項」に改める。

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第57号

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（平成19年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成21年(2009年)12月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)12月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)